

横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例

(前文)

スポーツは、人々に夢や希望、感動、勇気を与える世界共通の文化である。

すべての市民等がスポーツに親しむことは、健康の維持及び増進、体力の向上、生活習慣病の予防、食育、精神の充足感、ストレス発散、青少年の健全な育成、高齢者の生きがいづくりなど多様な効果を生み出す。

また、スポーツを通じて市民同士の連帯感を育み、一体となったまちづくりの機運を高めていくことができる。

各競技団体による大型スポーツイベントの実施や合宿の誘致は青少年を中心とした競技レベルの向上に寄与するだけでなく、地域経済の活性化にも大きく貢献するものである。

ここに、すべての市民等がいきいきと暮らす市民福祉の増進と持続可能な地域社会を実現するため、スポーツによるまちづくりの基本を定めるべく、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツを「柱」としたまちづくりが青少年の健全な育成、高齢者等の介護予防、市民の健康の維持及び増進、地域間交流の増大、市民連帯感の醸成、地域経済の活性化、福祉のまちづくり等に資するものであることを踏まえ、横手市におけるスポーツの振興についてまちづくりに関

する他の分野の施策と有機的な連携を持たせつつ、総合的な施策として展開するための基本的な目標及び方策を定め、市の執行機関、議会、市民等、スポーツ関係団体、市民団体及び事業者（以下「市の執行機関、議会及び関係者等」という。）の役割を明らかにし、もって幸せな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） スポーツ 運動競技及び身体運動（野外活動を含む。）であって、心の健全な発達を図るためにされるもの。
- （2） 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在する者又はこの条例に賛同し、協力する者。
- （3） まちづくり すべての市民等がいきいきと暮らす市民福祉の増進と持続可能な地域社会を実現するための公共的な活動。
- （4） スポーツ関係活動 スポーツをすること、観ること、若しくは学ぶこと、又はこれらを支えること。
- （5） 市民団体 市内で活動する法人、地域団体その他の団体。

（基本目標）

第3条 市の執行機関、議会及び関係者等は、スポーツの振興で市を元気にするため、相互に連携し、及び協力し、次に掲げる基本目標の実現に努める。

- (1) 「スポーツで育む健康立市」 年齢や性別、障害の有無を問わず、すべての市民等が、生涯を通してスポーツに親しみ、体力、興味、関心等に応じたスポーツによる健康づくりに取り組む。
- (2) 「スポーツで賑わう交流立市」 スポーツ施設はもとより、市の豊かな自然、歴史、文化、温泉等あらゆる地域資源を活用し、観光ビジネス等と関連付けた全国大会の誘致及びスポーツイベントの積極的な開催に取り組む。
- (3) 「スポーツで深める協働立市」 四季折々で多様なスポーツに気軽に楽しめる環境を創出するため、各種スポーツ施設の適切な整備、管理及び活用について、市の特性を踏まえた知恵を出し合い、適切な役割分担のもと、持続可能な運営に取り組む。
- (4) 「スポーツで誇れる文化立市」 スポーツ人口の底辺拡大を進め、全国や世界に誇れる選手及び指導者の育成を図り、及び地域が一体となって応援することにより、スポーツを介した連帯感や郷土意識が高められる文化的土壌の醸成に取り組む。

(基本方策)

第4条 市の執行機関、議会及び関係者等は、前条に定める基本目標に基づき、スポーツに関する取り組みを総合的に展開するため、相互に連携し、及び協力し、次に掲げる方策の推進に努めるものとする。

- (1) 市は、スポーツを通じて市全体の元気付けが図られるよう関係部局

の情報共有及び共通認識の下、スポーツを行うこと、観戦すること、若しくは学習すること、又はこれらを総合的に実施するため、及び支援するために必要な措置を継続的に講ずるものとする。

(2) 市は、スポーツに関する取り組みをスポーツ担当部局に限定せず、産業経済、健康福祉、市民生活、建設、施設維持管理等の関係部局のまちづくり施策と一体となるよう調整を行い、部局を横断して総合的かつ複合的な効果が生ずる施策を創出し、この条例の目的及び基本目標が真に達成されるよう努めるものとする。

(3) 市は、関係者と連携して、子どものスポーツに対する興味、関心を高め、心身の健全な発達や体力、運動能力の向上を図るものとする。

(4) 市民等は、市及び関係者等が実施する各種スポーツ事業の情報収集に努め、スポーツに関する理解や関心を深めるとともに、自身がスポーツで横手を元気にする担い手であるという認識に立ち、スポーツに関する各種事業に積極的に参加するものとする。

(5) スポーツ関係団体は、スポーツの振興を図るため、スポーツ事業活動等の取り組みを積極的に進めるとともに、市が実施するあらゆるスポーツに関する事業に協力し、スポーツで横手を元気にするために主体的役割を果たすものとする。

(6) 市民団体及び事業者は、市が実施するスポーツ振興事業と密接に連携し、自らの社会活動や事業活動を通じて、横手の元気付けに貢献するも

のとする。

(スポーツ環境の充実)

第5条 市は、市が所有する既存スポーツ施設の適切な維持管理を行うため、利用計画を策定し、施設の長寿命化及び老朽化した施設の統廃合を進めるほか、すべての市民等が気軽にスポーツに親しむことができる仕組みの構築及び大型イベントの大会誘致を可能とし、かつ大規模災害時の避難施設かつ支援施設としての機能を併せ持つ多機能スポーツ施設の整備など環境の充実に努めるものとする。

(スポーツ週間)

第6条 市は、第3条に定める基本目標を広く市民等に周知し、その実現をめざすため、スポーツに対する市民意識の普及、啓発及び活動の活発化を目的としたスポーツ週間を定めることができるものとする。

(スポーツ大賞)

第7条 市は、第3条に定める基本目標の実現に最も貢献した市民等又は市民団体に対し、当該活動を称えとともに、他の模範として全市に奨励を図ることを目的とした表彰を行うことができるものとする。

(取り組みの評価、検証)

第8条 市の執行機関及び議会は、広く市民等又は市民団体の意見を聴取して、この条例の目的に基づく取り組みの達成状況、実施効果等の評価し、検証し、及び公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。